



鳥取県公報

平成13年 5月18日(金)

第 7 2 8 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則 (45) (総務課)	1
告 示	土地改良区の役員の就退任 (325) (耕地課)	2
	土地改良区の定款の変更の認可 (326) (")	3
	国土調査の成果の認証 (327) (")	3
	保安林の指定の解除 (328) (森林保全課)	3
選管告示	選挙管理委員会の招集 (27)	4
公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	4

= 公布された規則のあらまし =

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

- 1 設立者が国若しくは地方公共団体、公益法人又は特殊法人である場合には、公益法人の設立の許可申請に要する書類のうち登記簿の謄本を不要とすることとした。(第2条関係)
- 2 公益法人に提出が義務付けられている収支決算書についてその内訳を明らかにすることとした。(第4条関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 5月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第45号

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和53年鳥取県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設立の許可の申請)</p> <p>第2条 民法第34条の規定により公益法人の設立の許可を受けようとする者（以下「設立者」という。）は、設立許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 設立者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（設立者が法人（<u>国若しくは地方公共団体、公益法人又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）を除く。）である場合は、当該法人の登記簿の謄本）</u></p> <p>(6)～(12) 略</p> <p>(業務、財産状況等の報告)</p> <p>第4条 公益法人は、毎事業年度の開始の日（事業年度の定めのない公益法人にあつては、1月1日）から3月以内に、業務・財産状況等報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前事業年度（事業年度の定めのない公益法人にあつては、前年。以下同じ。）の事業報告書並びに収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(設立の許可の申請)</p> <p>第2条 民法第34条の規定により公益法人の設立の許可を受けようとする者（以下「設立者」という。）は、設立許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 設立者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（設立者が法人である場合は、当該法人の登記簿の謄本）</p> <p>(6)～(12) 略</p> <p>(業務、財産状況等の報告)</p> <p>第4条 公益法人は、毎事業年度の開始の日（事業年度の定めのない公益法人にあつては、1月1日）から3月以内に、業務・財産状況等報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前事業年度（事業年度の定めのない公益法人にあつては、前年。以下同じ。）の事業報告書及び収支決算書</p> <p>(2)～(4) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成13年5月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 松 下 清 寿 鳥取市江津628
 " 中 村 幸 治 鳥取市江津654
 " 岡 本 幸 男 鳥取市江津681
 " 青 木 充 宏 鳥取市江津668
 " 吉 田 和 夫 鳥取市江津400
 監事 高 田 寿 秋 鳥取市江津277 - 1
 " 高 田 忠 治 鳥取市江津635
 平成13年 4月12日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 中 村 幸 治 鳥取市江津654
 " 松 下 清 寿 鳥取市江津628
 " 岡 本 幸 男 鳥取市江津681
 " 青 木 充 宏 鳥取市江津668
 " 吉 田 和 夫 鳥取市江津400
 監事 高 田 忠 治 鳥取市江津635
 " 高 田 寿 秋 鳥取市江津277 - 1
 平成13年 4月13日就任 任期 2年

鳥取県告示第326号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定に基づき、大口堰土地改良区の定款の変更を平成13年 5月11日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成13年 5月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第327号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成13年 5月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東郷町	平成11年度から 平成12年度まで	東郷町（大字門田、 大字長和田、大字野 花、大字羽衣石及び 大字引地の各一部） の地籍図及び地籍簿	東伯郡東郷町大字門 田、大字長和田、大 字野花、大字羽衣石 及び大字引地の各一 部	平成13年 5月18日

鳥取県告示第328号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年 5月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡東伯町大字徳万字添水谷431の16
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

平成13年第11回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成13年5月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成13年5月22日（火） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
(1) 明るい参議院議員選挙推進大会について
(2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会を次のとおり開催する。

平成13年5月18日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

- 1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成13年6月6日 午後1時30分から 午後4時まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署 3階講堂	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内 に居住する者
		平成13年6月28日 午後1時30分から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第二庁舎 3階 第20会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内 に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

